

中山間地域等一覽

中山間地域等						
特別地域加算対象地域 (以下地域に所在する事業所は、15%加算)			特別地域加算対象地域以外の中山間地域等 (以下地域に所在する小規模事業所は、10%加算)			
(合併前市町村名)	(旧市町村名)	指定法令	(合併前市町村名)	(旧市町村名)	(地区名)	指定法令
八雲村	岩坂村 熊野村	○山村振興法第7条第1項	鹿島町 (全域)	(恵曇村) (講武村) (佐太村) (御津村)		○過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項 ○特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項 ○半島振興法第2条
<div style="font-size: 2em; opacity: 0.5; pointer-events: none;">従来どおり</div>			島根町 (全域)	(大芦村) (加賀村) (野波村)		
			美保関町 (全域)	(千酌村) (片江村) (森山村) (美保関村)		
			八束町(全域) 八雲村	(八束村) 大庭村		
			(辺地・別掲)		沖泊 多古 野井 諸喰 笠浦 雲津 法田 才・軽尾 美保関 海崎 秋奥 藤原 城床 小林 和名佐	

※事業所の通常の事業実施地域を越えて上記地域に居住する者へサービスを提供した場合は、さらに5%加算